

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

各種基準に関する条例制定について

平成26年6月10日



宇都宮市

子ども部 子ども未来課・保育課
教育委員会事務局 生涯学習課

各条例（案）の全体像

○ 子ども・子育て支援法に基づき、条例制定が義務付けされているものに関して本市の条例で定める。

条例の名称 (仮称)		宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例
条例制定の義務付けの有無		有				無
従うべき基準と参酌すべき基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 学級の編制, 配置すべき園長・保育教諭・その他の職員, その員数 保育室の床面積その他設備に関する事項であって, 子どもの健全な発達に密接に関連するもの 運営に関する事項であって, 子どもの適切な処遇の確保, 秘密の保持, 子どもの健全な発達に密接に関連するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資格, 員数, 乳幼児の適切な処遇の確保, 安全確保, 秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員(指導員)の資格, 員数 	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員 施設・事業の運営に関する事項であって, 小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの 	<p>【認定区分】</p> <p>1号認定者 保育を必要としない満3歳以上児</p> <p>2号認定者 保育を必要とする満3歳以上児</p> <p>3号認定者 保育を必要とする満3歳未満児</p> <p>【認定基準】</p> <p>【事由】 内閣府令で定める事由(就労・疾病等)</p> <p>【区分】 「保育標準時間」, 「保育短時間」</p> <p>※1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮し, 各市町村が定める</p> <p>【優先利用】 ひとり親家庭等</p>
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の内容 家庭との連絡 苦情への対応 ・・・等 <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育室設備等の基準 保護者との連絡 保育時間 ・・・等 <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間及び日数 専用区画の面積 支援の単位 ・・・等 <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小学校との連携 教育・保育の提供の記録 運営規定 ・・・等 <p>「従うべき基準」以外</p>	